

魚津市告示第83号

魚津市市民自治推進会議設置要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市市民自治推進会議設置要綱

(目的)

第1条 市民自治及び市民との参画と協働によるまちづくりを積極的に推進するために、魚津市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議の所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号。以下「条例」という。）に関する事。
- (2) 参画と協働によるまちづくり関連施策の推進に関する事。
- (3) 魚津市市民参画・協働指針に関する事。
- (4) 前3号に掲げるほか市民自治及び市民との参画と協働によるまちづくりの推進に関する事。

(推進会議の組織)

第3条 推進会議は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の各種団体等の代表者
- (3) 条例第25条第1項第3号に掲げる地域振興会の代表者
- (4) 公募による市民

(推進会議の委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議の会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 推進会議の会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。

3 推進会議の会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐するとともに会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 前項の規定にかかわらず、会長は必要があると認めるときは、推進会議の会議を書面による協議に変えることができる。

(検討部会の設置)

第7条 推進会議の所掌事務を補助するため、魚津市市民自治推進会議庁内検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(検討部会の所掌事務)

第8条 検討部会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 条例に関すること。

(2) 参画と協働によるまちづくり関連施策の実施に関すること。

(3) 魚津市市民参画・協働指針に関すること。

(4) 市民自治及び市民参画・協働の推進の総合調整に関すること。

(検討部会の組織)

第9条 検討部会は、部会長、副部会長及び検討委員をもって組織する。

2 部会長は、総務部長をもって充て、会務を総理する。

3 副部会長は、企画部長をもって充て、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 検討部会の検討委員は、各部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、各次長、企画政策課長、情報広報課長、総務課長、財政課長、社会福祉課長、生活環境課長、商工観光課長及び都市計画課長の職にある者をもって充てる。

(検討部会の会議)

第10条 検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要と認めるときは、検討部会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会の会議を書面による協議に変えることができる。

(庶務)

第11条 推進会議及び検討部会の庶務は、総務部地域協働課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は推進会議の会長が会議に諮って定め、検討部会の運営に必要な事項は検討部会の部会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
(魚津市参画と協働のまちづくり推進会議設置要綱の廃止)
- 2 魚津市参画と協働のまちづくり推進会議設置要綱（平成31年魚津市告示第2号）は廃止する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>市民自治及び市民との参画と協働によるまちづくりを積極的に推進するために、魚津市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。</u></p> <p>(<u>推進会議の所掌事務</u>)</p> <p>第2条 <u>推進会議は、次の事務を所掌する。</u></p> <p>(1) <u>魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号。以下「条例」という。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>参画と協働によるまちづくり関連施策の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>魚津市市民参画・協働指針に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるほか市民自治及び市民との参画と協働によるまちづくりの推進に関すること。</u></p> <p>(<u>推進会議の組織</u>)</p> <p>第3条 <u>推進会議は、10人以内の委員をもって組織する。</u></p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内の各種団体等の代表者</u></p> <p>(3) <u>条例第25条第1項第3号に掲げる地域振興会の代表者</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(<u>推進会議の委員の任期</u>)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は、委嘱された日から2年とし、再任は妨げない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>推進会議の会長及び副会長</u>)</p> <p>第5条 <u>推進会議に会長及び副会長を置く。</u></p> <p>2 <u>推進会議の会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。</u></p> <p>3 <u>推進会議の会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐するとともに会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(<u>推進会議の会議</u>)</p>	<p>(<u>市民会議の設置</u>)</p> <p>第1条 <u>魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき条例の規定の見直しを行うため、魚津市市民自治推進会議（以下「市民会議」という。）を設置する。</u></p> <p>(<u>市民会議の所掌事務</u>)</p> <p>第2条 <u>市民会議は、条例の規定の見直しに関し必要な事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。</u></p> <p>(<u>市民会議の組織</u>)</p> <p>第3条 <u>市民会議は、13人以内の委員をもって組織する。</u></p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地域の代表者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(<u>市民会議の委員の任期</u>)</p> <p>第4条 <u>委員の任期は、委嘱された日から令和5年3月31日までとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>市民会議の座長及び副座長</u>)</p> <p>第5条 <u>市民会議に座長及び副座長を置き、委員のうちから互選する。</u></p> <p>2 <u>座長は、会務を総理する。</u></p> <p>3 <u>副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u></p> <p>(<u>市民会議の会議</u>)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 <u>推進会議</u>の会議は、<u>会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>会長</u>は、必要があると認めるときは、<u>推進会議</u>の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>3 <u>推進会議</u>の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、<u>会長</u>は必要があると認めるときは、<u>推進会議</u>の会議を書面による協議に変えることができる。</p>	<p>第6条 <u>市民会議</u>の会議は、<u>座長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>座長</u>は、必要があると認めるときは、<u>市民会議</u>の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>3 <u>市民会議</u>の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p>
<p>(<u>検討部会</u>の設置)</p> <p>第7条 <u>推進会議</u>の所掌事務を補助するため、魚津市市民自治推進会議庁内検討部会（以下「<u>検討部会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(<u>検討部会</u>の所掌事務)</p>	<p>(<u>委員会</u>の設置)</p> <p>第7条 <u>市民会議</u>の所掌事務を補佐するため、魚津市市民自治推進会議庁内検討委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(<u>委員会</u>の所掌事務)</p>
<p>第8条 <u>検討部会</u>は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>条例</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>参画と協働によるまちづくり関連施策の実施</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>魚津市市民参画・協働指針</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>市民自治及び市民参画・協働の推進の総合調整</u>に関すること。</p>	<p>第8条 <u>委員会</u>は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>条例の改正に係る庁内調整</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>条例の検証及び見直し</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、条例に関することであって、市長が必要と認めるもの。</u></p>
<p>(<u>検討部会</u>の組織)</p> <p>第9条 <u>検討部会</u>は、<u>部会長</u>、<u>副部会長</u>及び<u>検討委員</u>をもって組織する。</p> <p>2 <u>部会長</u>は、<u>総務部長</u>をもって充て、会務を総理する。</p> <p>3 <u>副部会長</u>は、<u>企画部長</u>をもって充て、<u>部会長</u>を補佐し、<u>部会長</u>に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 <u>検討部会</u>の<u>検討委員</u>は、<u>各部長</u>、<u>教育委員会事務局長</u>、<u>議会事務局長</u>、<u>会計管理者</u>、<u>各次長</u>、<u>企画政策課長</u>、<u>情報広報課長</u>、<u>総務課長</u>、<u>財政課長</u>、<u>社会福祉課長</u>、<u>生活環境課長</u>、<u>商工観光課長</u>及び<u>都市計画課長</u>の職にある者をもって充てる。</p>	<p>(<u>委員会</u>の組織)</p> <p>第9条 <u>委員会</u>は、<u>委員長</u>、<u>副委員長</u>及び<u>検討委員</u>をもって組織する。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、<u>総務部長</u>をもって充て、会務を総理する。</p> <p>3 <u>副委員長</u>は、<u>企画部長</u>をもって充て、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 <u>委員会</u>の<u>検討委員</u>は、<u>次に掲げる職</u>にある者をもって充てる。 <u>各部長</u>、<u>教育委員会事務局長</u>、<u>議会事務局長</u>、<u>会計管理者</u>、<u>各次長</u>、<u>企画政策課長</u>、<u>情報広報課長</u>、<u>総務課長</u>、<u>財政課長</u>、<u>社会福祉課長</u>、<u>生活環境課長</u>、<u>商工観光課長</u>及び<u>都市計画課長</u></p>
<p>(<u>検討部会</u>の会議)</p> <p>第10条 <u>検討部会</u>の会議は、<u>部会長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>部会長</u>は、必要と認めるときは、<u>検討部会</u>の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>	<p>(<u>委員会</u>の会議)</p> <p>第10条 <u>委員会</u>の会議は、<u>委員長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、必要と認めるときは、<u>委員会</u>の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p>

改正後	改正前
<p>3 部会長は、必要があると認めるときは、<u>検討部会の会議を書面による協議</u> <u>に変えることができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 <u>推進会議及び検討部会</u>の庶務は、総務部地域協働課において処理する。</p> <p>。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、<u>推進会議</u>の運営に関し必要な事項は<u>推進会議の会長</u>が会議に諮って定め、<u>検討部会</u>の運営に必要な事項は<u>検討部会の部会長</u>が会議に諮って定める。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第11条 <u>市民会議及び委員会</u>の庶務は、総務部地域協働課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、<u>市民会議</u>の運営に関し必要な事項は<u>市民会議の座長</u>が会議に諮って定め、<u>委員会</u>の運営に必要な事項は<u>委員会の委員長</u>が会議に諮って定める。</p>